

だい しょう しょうがいしゃせいさくいいんかいとう  
第4章 障害者政策委員会等

だい しょう しょうがいしゃせいさくいいんかい せっち しょうがいしゃせいさくいいんかい  
第32条 障害者政策委員会の設置(障害者政策委員会をつくること)

ないかくふ (いろいろな役所)に<sup>やくしょ かんけい</sup>関係することを<sup>ちようせい</sup>調整する役所)は、<sup>だい しょう き</sup>第11条で決まっていること(6  
ページの<sup>ず み</sup>図を見て<sup>しょうがいしゃせいさくいいんかい</sup>ください)をするために、<sup>しょうがいしゃせいさくいいんかい</sup>障害者政策委員会(つぎからは「政策委員会」とい  
います)を<sup>ないかくふ</sup>内閣府につくらなければなりません。

<sup>せいさく いいんかい</sup>政策委員会の<sup>しごと</sup>仕事はつぎのとおりです。

- <sup>しょうがいしゃきほんけいかく</sup>障害者基本計画をつくったり、<sup>か</sup>変えたりすることについて<sup>いけん い</sup>意見を言います
- <sup>しょうがいしゃきほんけいかく</sup>障害者基本計画について、<sup>しら</sup>調べて<sup>はな あ</sup>話し合<sup>ひつよう ばあい</sup>って、<sup>ないかくそうり だいじん かんけい</sup>必要な場合は、内閣総理大臣や関係する大  
臣に<sup>いけん</sup>意見を<sup>せいさく いいんかい</sup>いったり、政策委員会が<sup>おも</sup>よいと思うことを<sup>つよ すす</sup>強く勧めます(勧告)
- <sup>ないかくそうり だいじん かんけい</sup>内閣総理大臣や関係する大臣は、<sup>だいじん かんこく</sup>勧告をうけたら、<sup>おこな</sup>そのために行<sup>せいさく</sup>ったことについて政策  
委員会に<sup>いけんかい ほうこく</sup>報告しなければなりません

だい しょう せいさく いいんかい そしきおよ うんえい せいさく いいんかい なに  
第33条 政策委員会の組織及び運営(政策委員会はどのようにつくり、何を<sup>なに</sup>するか)

<sup>せいさく いいんかい</sup>政策委員会は、<sup>い いん にんい</sup>委員30人以内で<sup>せいさく いいんかい しょうがい</sup>つくりま<sup>ひと しょうがい</sup>す。政策委員会は<sup>しょうがい</sup>障害のある人<sup>ひと しょうがい</sup>や<sup>ひと</sup>障害のある人の  
<sup>じりつ しゃかいさんか</sup>自立と社会参加のために<sup>はたら</sup>働<sup>ひと</sup>いている人、<sup>ちしき けいけん</sup>知識や経験がある人<sup>ひと なか</sup>の中から<sup>ないかくそうり だいじん き</sup>内閣総理大臣が<sup>き</sup>決<sup>せいさく いいんかい</sup>めま<sup>しょうがい</sup>す。政策委員会は、<sup>ひと いけん き</sup>さまざまな<sup>しょうがい</sup>障害のある人の<sup>ひと</sup>意見<sup>しょうがい</sup>を<sup>ひと</sup>聞いて、<sup>りかい</sup>障害のある人のことをよく<sup>りかい</sup>理解  
した<sup>しら</sup>うえで<sup>はな あ</sup>調べたり、<sup>いけん えら</sup>話し合<sup>いけん えら</sup>いができるように、<sup>いけん えら</sup>委員を選<sup>いけん えら</sup>ばなければなりません。

だい しょう せいさく いいんかい そしきおよ うんえい せいさく いいんかい なに  
第34条 政策委員会の組織及び運営(政策委員会はどのようにつくり、何を<sup>なに</sup>するか)

<sup>せいさく いいんかい</sup>政策委員会は、<sup>き</sup>決められた<sup>しごと</sup>仕事をするために、<sup>ひつよう</sup>必要なときは<sup>かんけい</sup>関係する<sup>やくしょ ちよう</sup>役所の長(責任者)に  
<sup>たい</sup>対して、<sup>ひつよう しょうい</sup>必要な書類<sup>だ</sup>を出<sup>いけん い</sup>させたり、<sup>せつめい</sup>意見を言<sup>せつめい</sup>ってもら<sup>せつめい</sup>ったり、<sup>きようりよく</sup>説明<sup>せつめい</sup>してもら<sup>せつめい</sup>うことなど、<sup>きようりよく</sup>協力を  
<sup>たの</sup>頼む<sup>たの</sup>ことができます。

<sup>せいさく いいんかい</sup>政策委員会は、<sup>き</sup>決められた<sup>しごと</sup>仕事をするために、<sup>とく ひつよう</sup>特に必要なときは、<sup>やくしょ ちよう</sup>役所の長(責任者)以外  
<sup>ひと きようりよく たの</sup>の人にも<sup>きようりよく たの</sup>協力を<sup>きようりよく たの</sup>頼む<sup>きようりよく たの</sup>ことができます。

だい しょう せいさく いいんかい そしきおよ うんえい せいさく いいんかい なに  
第35条 政策委員会の組織及び運営(政策委員会はどのようにつくり、何を<sup>なに</sup>するか)

<sup>だい しょう だい しょう か</sup>第33条と第34条に<sup>いがい</sup>書いてあること以外<sup>せいさく いいんかい</sup>の政策委員会について<sup>ひつよう</sup>必要なことは<sup>せいれい</sup>政令(内閣の  
<sup>めいれい</sup>命令)で<sup>き</sup>決<sup>めいれい</sup>めます。